

令和6年5月7日(火)
四街道市 報道発表資料



千葉県柔道整復師会と「災害時等における 医療救護活動協定」を締結しました

四街道市と公益社団法人千葉県柔道整復師会は、災害時等に負傷者に対する応急手当の支援や応急手当に必要な資機材等の提供をいただくことにより、医療救護活動体制の充実を図ることを目的として協定を締結しました。



写真左から四街道市長 鈴木 陽介、公益社団法人千葉県柔道整復師会
副会長・経理部長 池畑 啓作、理事・保険副部長 奥山 大作(敬称略)

- 協定の相手方: 公益社団法人 千葉県柔道整復師会
- 協定締結日時: 令和6年5月2日(木) 15時30分～
- 協定の内容:
 - ・負傷者に対する応急手当
(柔道整復師法に規定された業務の範囲)
 - ・応急手当に必要な施術用資機材及び衛生材料等の提供

- 市長コメント: 災害時等は、多くの方が同時に負傷することが想定されますが、職員などの限られた人員で、負傷者の対応を行うことは困難です。
- 本協定は、多くの負傷者等への迅速な対応だけでなく、負傷して不安な気持ちを抱えた市民の安心につながるもので、平時より防災・医療救護訓練を行う公益社団法人千葉県柔道整復師会様と締結できたことは、大変心強く思っております。
- 今後も、災害時等における市民の命と安全安心な生活を守るため、様々な民間団体等との連携の推進に努めてまいります。

お問い合わせ先

健康こども部健康増進課

担当: 塩田

☎ 043-421-6100